

草津市災害ボランティアセンター
の運営等に関する協定書

草津市

社会福祉法人草津市社会福祉協議会

平成27年1月

草津市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定書

草津市地域防災計画ならびに草津市国民保護計画に基づき設置する草津市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営等について、草津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人草津市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、原子力災害や武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）により草津市内で大規模な被害が発生した場合において、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、甲が設置するセンターの運営等に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定において、災害等とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号ならびに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4号に定める被害をいう。

（センターの設置）

第3条 甲は、災害等が発生した後、必要と認める場合、センターを設置する。

（センターの設置場所）

第4条 センターの設置場所は、原則として市庁舎内（設定予定場所：さわやか保健センター1階視聴覚室およびロビー）に置く。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合や、被災の状況により、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、第3条に基づきセンターを設置した場合は、その運営を乙に要請する。

2 乙は、前項の要請があった場合は、正当な理由がある場合を除き、センターの運営を行うものとする。

3 甲は、第1項に基づきセンターの運営を乙に要請する場合は、日時、場所その他センターの設置に関し必要な事項を明記した文書により通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（センターの運営）

第6条 乙が、センターの運営を行う場合は、乙の関係団体や地域住民、ボランティアの協力のもと行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を乙に提供するなど情報の共有を図り、甲乙相互に連携を図る。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 草津市災害対策本部等との連絡調整
- (2) 災害ボランティアの受付
- (3) 災害ボランティアニーズの受給調整
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信および受信
- (5) 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
- (6) その他災害ボランティア活動に必要な業務

(平常時の活動)

第8条 甲および乙は、平常時から相互に協議・連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関との良好な関係の維持に努め、災害時にどのように活動すべきであるか最善の方法を検討するものとする。

- 2 前項の活動を行うに当たり、必要に応じて会議等を開催する。また、センターの運営に必要な研修・訓練等を実施するものとする。

(資機材等の確保)

第9条 甲および乙は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要となる資機材等を確保する。

(費用等の負担)

第10条 第7条に規定する業務に関し、必要な費用は、原則として甲が負担するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する甲が負担する費用について、内訳を示して甲に請求するものとする。また、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(ボランティア保険への加入等)

第11条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者をボランティア保険に加入させることとする。

- 2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。ただし、被災の状況により、甲乙協議の上変更する場合がある。
- 3 災害ボランティア活動に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除または変更の申出がないときは、1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

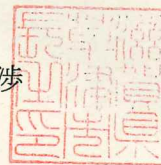
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 | 月 15日

甲 草津市草津三丁目13番30号

草津市

草津市長 橋 川 渉



乙 草津市青地町1086番地

社会福祉法人 草津市社会福祉協議会

会 長 清 水 和 廣

